

水俣市監査委員公告第 4 号

水俣市監査基準第 4 条第 2 項に規定する定期監査のうち、令和 5 年度後期分を実施したので、同基準第 23 項の規定により、監査の結果に関する報告を別添のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 26 日

水俣市監査委員 永田 靖

水俣市監査委員 桑原 一知

令和5年度財務監査（定期監査：地域振興課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠

水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類

財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度、令和5年度地域振興課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（地域振興課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年11月28日（火）から11月29日（水）まで

イ 本監査 令和5年12月1日（金）から令和6年1月12日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 酒気帯び確認記録簿のファイルは作成されていたが、確認の記録がされていない。(R4、R5 年、地域振興係)

2 収入事務について

- (1) 市民手帳販売について、水俣市会計事務規則第 2 1 条第 2 項に基づき、歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。
- (2) 現金の保管に当たっては、鍵のかかる保管庫等において、適正に保管されたい。

3 支出事務について

- (1) 復命書が作成されているが、出張命令が無いものがあった。(地域振興係、R4. 12. 23)
- (2) 郵便切手受払簿の記録で、使用月日の記載が無いもの、受入数の記入誤り、訂正印の無いものがあった。(R5、統計)

4 契約事務について

- (1) 随意契約の見積合わせについて、1 者であっても見積結果表は、手書きで記入するところがパソコンで作成してあり、予定価格と見積金額は税込みで記載されていたので、入札の際の開札調書を参考にされたい。
ア 水俣市ドア to ドアオンデマンド乗合タクシー実証事業支援業務（令和 4 年度）
- (2) 随意契約の見積結果表が作成されてなく、契約書に仕様書が添付されていなかった。
ア 自転車市民共同利用システム保守点検業務（令和 5 年度）
- (3) 随意契約の見積結果表が作成されていなかった。
ア 水俣市ふれあいセンター消防用設備保守点検業務
- (4) 検査結果通知書は作成されているが、公印を押印して送付されたのか確認できない。
ア 水俣環境アカデミア 1 階床面洗浄ワックス塗布及び窓ガラス清掃業務

5 物品管理事務等について 特になし

令和 5 年度財務監査（定期監査：税務課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠

水俣市監査基準（令和 2 年監査委員規程第 4 号）

2 監査等の種類

財務監査（令和 5 年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和 4 年度、令和 5 年度税務課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（税務課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和 5 年 12 月 5 日（火）から 12 月 6 日（水）まで

イ 本監査 令和 5 年 12 月 7 日（木）から令和 6 年 1 月 12 日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 使用切手枚数管理票に購入した切手の枚数、日付を記載していない。残枚数には加算してあるが、様式に「受」の欄が無いので、様式の変更を検討されたい。

(市民税係(国保))

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 税務課用の市長印は、市税及び介護保険料の賦課徴収に係る証明、照会、通知書等に使用するためのものであるため、「個人県民税徴収取扱費概算計算書」を県南広域本部長あて提出する際に市長印が必要な場合には、総務課長管主の市長印を使用されたい。

(収納対策室)

- (2) 令和4年度定期監査の結果「閲覧使用料について、調定日から入金日まで期間が開いている」について確認したところ、令和5年度も数日分をまとめて入金していた。水俣市会計事務規則第21条第2項に基づき、歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。

(固定資産税係)

3 支出事務について

- (1) 物品購入・修理伺書が検収年月日を入力した状態で作成されている係があり、検収日以後に作成していると推察されるが、物品購入は、購入等についての伺いの決裁を受けた後、発注し、納品された物品について検収を行うものであり、伺書の作成及び検収日の記入について改められたい。

- (2) 物品購入・修理伺書の起票年月日が、検収年月日の日付より後になっているものがあった。

(令和5年度 市民税係)

- (3) 物品購入・修理伺書の発注年月日と検収年月日の記載のないものが散見された。

(令和5年度 固定資産税係)

- (4) 会計年度任用職員が任用通知書に記載された勤務時間を超えて勤務する場合は、所属長による時間外勤務命令が必要だが、時間外勤務命令書が作成されていない。

(市民税係、固定資産税係)

- (5) 切手使用控えの使用枚数、残枚数の訂正印がないもの、取扱者氏名がないものがあった。

(固定資産税係、市民税係（後期）)

4 契約事務について

- (1) 見積結果表について、下記の事項に不備な部分がみられたので、入札の際の開札調書を参考にされたい。

ア 見積金額が手書きではなく、かつ、税込み額で記載されていた。

(ア) 市県民税電子データパンチ業務（4年度）

イ 立会人が1名のみであった。

(ア)「市県民税普通徴収納税通知書」印刷業務（4年度）

(イ)異動届用プライバシー保護シール印刷業務（4年度）

ウ 手書きで作成するところをパソコンで作成されていた。

(ア)「市県民税特別徴収納入済通知書」等の印刷業務（4年度）

エ 見積書比較価格が税込価格になっていた。

(ア)申告支援システム（税務 LAN）機器保守業務（5年度）

(イ)申告支援システム（税務 LAN）保守業務（5年度）

(2) 随意契約における1者見積において、見積結果表が作成されていないものが散見されたので、確認されたい。

(3) 相手方からの「検収完了通知書」の様式をもって「検査結果通知書」に替えているが、水俣市検査規程に則り、「検査結果通知書」も送付するべきである。

ア 地方税共通納税システム対象税目拡大に伴う作業支援（4年度）

(4) 検査結果通知書が作成されていなかった。

ア 申告4税目の電子申告手続の拡充に係る初期導入業務（5年度）

(5) 検査結果通知書の控えに公印承認の印がないものが散見されたので、確認されたい。

また、検査調書及び検査結果通知書の相手方の氏名を省略して記載されていたが、契約書に記載された氏名を記載されたい。

5 物品管理事務等について

(1) 令和4年度購入の備品について、備品台帳への記載もれがあった。

ア 紙折り機

イ A4モノクロレーザー複合機

令和5年度財務監査（定期監査：環境課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度、令和5年度環境課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（環境課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年12月12日（火）から12月13日（水）まで

イ 本監査 令和5年12月14日（木）から令和6年1月12日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 丸島水路公害防止事業事業者負担金の未納額については、未納額が解消されるよう努力されたい。(環境もやい推進係)

イ 切手使用記録簿にはがきの記録がない。慰霊式出欠確認はがきは市で購入した官製はがきに印刷業務委託で印刷を行うが、購入したうち、印刷を行い案内発送に同封して使用した記録、印刷しなかった分の使用記録を行い、それぞれの残数を把握することが必要である。(環境もやい推進係)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 慰霊式出欠確認はがきの未使用分等を切手に交換しているが、未使用数が多いため、交換後の切手の残数が多量となっている。はがきに交換し次年度に使用することについて検討されたい。(環境もやい推進係)

イ 慰霊式出欠確認はがきの印刷枚数及び購入枚数について、案内状発送者選定期間、印刷業務委託契約の開始時期及び納品期限等の見直し、はがき残数を確認した上で購入枚数を検討する、返送期限を前年と同日にして前年度分をそのまま使用する等、未使用数の削減に努められたい。(環境もやい推進係)

ウ 慰霊式案内状は後納郵便で発送しているが、料金別納郵便で切手で支払うことについて検討されたい。(環境もやい推進係)

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 環境クリーンセンターは、安全運転管理者が選任されているが、安全運転管理者が不在の場合や本人が運転する場合に確認を行う者が必要である。安全運転管理者の業務を補助する者の指定について検討されたい。(環境クリーンセンター)
- (2) 出張命令書に記載があるが、酒気帯び確認記録簿に記載が無いものがあつた。(R4:2/10、2/15、R5:6/6、6/14、6/23、6/29、9/25、10/10) (環境もやい推進係、環境衛生室)

2 収入事務について

- (1) 令和4年度定期監査の結果「一般廃棄物処理業の許可について、福祉環境部長専決事項であるが、部長の決裁を受けていないものが見られた。」について確認したところ、令和5年度も部長の決裁を受けていないものが見られた。(環境クリーンセンター)
- (2) 一般廃棄物処理業許可手数料(収集・運搬)について、請求書を作成しているが、水俣市会計事務規則第18条により、納入通知書で通知すればよく、請求書を発行する必要はない。(環境クリーンセンター)

3 支出事務について

- (1) 物品購入・修理伺書が検収年月日を入力した状態で作成されているものがあり、検収日以後に作成していると推察されるが、物品購入は、購入等についての伺いの決裁を受けた後、発注し、納品された物品について検収を行うものであり、伺書の作成及び検収日の記入について改められたい。(環境クリーンセンター、環境もやい推進係)
- (2) 物品購入・修理伺書について、出納員の押印のないものが見られた。(環境クリーンセンター)
- (3) 出張命令管理簿で出張日が誤っているものがあつた。(環境もやい推進係)
- (4) 切手管理簿のはがきの使用状況で、日付、使用目的の記載が無いものがあつた。(環境クリーンセンター)

4 契約事務について

- (1) 随意契約における1者見積において、見積結果表が作成されていないものが散見されたので、確認されたい。(環境クリーンセンター)
- (2) 見積結果表について、手書きで作成するところをパソコンで作成されていたので、入札の際の開札調書を参考にされたい。(環境クリーンセンター)
 - ア 岡山不燃物埋立処分地回転円盤ベアリング交換工事
 - イ 粗大ごみ破碎処理施設ごみクレーン年次点検業務
 - ウ 岡山不燃物埋立処分地浸出水処理施設点検業務
 - エ 環境クリーンセンター周辺環境分析業務

- (3) 契約書に市長印が押印されていなかった。 (環境クリーンセンター)
ア 容器包装廃棄物再資源化業務
- (4) 検査結果通知書が作成されていないものが散見されたので、確認されたい。
(環境クリーンセンター、環境もやい推進係、環境衛生室)
- (5) 検査結果通知書の相手方の名称を省略して記載したものが散見されたので、契約書に記載されている氏名を記載されたい。 (環境クリーンセンター、環境もやい推進係)

5 物品管理事務等について 特になし。

令和 5 年度財務監査（定期監査：会計課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠

水俣市監査基準（令和 2 年監査委員規程第 4 号）

2 監査等の種類

財務監査（令和 5 年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度会計課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（会計課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和 5 年 12 月 19 日（火）

イ 本監査 令和 5 年 12 月 22 日（金）から令和 6 年 1 月 12 日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 週休日に半日振替を行ったもので、時間外勤務手当が支給されているものがあつた。
(R5、5/28)

(3) 注意事項 特になし。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

令和 5 年度財務監査（定期監査：水俣病資料館所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠

水俣市監査基準（令和 2 年監査委員規程第 4 号）

2 監査等の種類

財務監査（令和 5 年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和 4 年度、令和 5 年度水俣病資料館所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（水俣病資料館）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和 5 年 12 月 21 日（木）

イ 本監査 令和 5 年 12 月 22 日（金）から令和 6 年 1 月 12 日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 酒気帯び確認は、安全運転管理者の業務として道路交通法施行規則で定められているが、水俣病資料館は、安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数を使用していないので、資料館の職員が資料館の公用車を使用する場合は酒気帯びの確認は義務ではなく、館長は「安全運転管理者の業務を補助する者」に指定されていないという状況だが、出張時等で安全運転管理者選任事業所である市の公用車を使用する場合には酒気帯び確認が必要となるので、誰の確認を受けるのか等その対応方法について総務課と協議、検討されたい。

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし

2 収入事務について

- (1) 自動販売機電気使用料について、請求書を作成しているが、水俣市会計事務規則第 18 条により、納入通知書で通知すればよく、請求書の発行は必要ない。

3 支出事務について

- (1) 物品購入・修理伺書が検収年月日を入力した状態で作成されているものが散見され、検収日以後に作成していると推察されるが、物品購入は、購入等についての伺いの決裁を受けた後、発注し、納品された物品について検収を行うものであり、伺書の作成及び検収日の記入について改められたい。
- (2) 令和 5 年度の切手受払簿に令和 4 年度の内容が記載されたままになっている。(レターパックライト、レターパックプラス、205 円切手)
- (3) 令和 3 年度財務監査の注意事項「切手受払簿に記載していないことがあるが、一度記載してから使用するべきである。」について確認したところ、令和 4 年度の購入分で記載されていないものがあつた。使用する枚数のみ購入する場合、増と減が同数のため残数に変化はないが、使用内容の記録は必要である。(7/8 レターパックライト×1 枚、8/3 84 円 5 枚・94 円 1 枚、8/19 84 円 7 枚、8/23 84 円 11 枚)

4 契約事務について

- (1) 請書に印紙が貼られていなかった。
ア 水俣病犠牲者慰霊式奉納プレート製作業務 (令和 4・5 年度)
- (2) 請書に仕様書が添付されていなかった。
ア 水俣病犠牲者慰霊式奉納プレート製作業務 (令和 5 年度)
- (3) 見積結果表について、見積金額が税抜金額ではなく、税込み額で記載されていたのが散見されたので、確認されたい。

5 物品管理事務等について

- (1) 備品台帳に記載されていないものがあつた。
ア 消火器 (令和 4 年度)

6 その他

- (1) 貸出用 DVD については、貸出期間が 1 か月以内となっているが、令和 5 年 1 月に貸出したもので、まだ返却されていないものがある。返却についての催促の電話等を行っているようだが、今後も催促等を継続されたい。

令和 5 年度財務監査（定期監査：経済振興課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和 2 年監査委員規程第 4 号）

2 監査等の種類 財務監査（令和 5 年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和 4 年度、令和 5 年度経済振興課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（経済振興課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和 6 年 1 月 16 日（火）から 1 月 17 日（水）まで

イ 本監査 令和 6 年 2 月 9 日（金）から 2 月 14 日（水）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務手当の支給について、以下の誤りがあった。

(ア) 週休日と休日が重なった日に勤務した 4 時間については、休日でもあるため半日振替はできないが、半日振替休を同一週外に取得し、振替手当を支給していた。(R5. 2/11 (土) 建国記念の日) (経済振興室)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 酒気帯び確認の記録が適正に行われていない。業務で車両を運転する際に管内・管外を問わず実施しなければならない。確認及びその記録を徹底されたい。(経済振興室)
ア R4 の経済観光課分の酒気帯び確認記録簿に、経済振興室関係分は 4/11、4/21 の 2 件以外の記録が無く、出張命令簿に記載されている出張時の記録も無かった。
イ R5 の酒気帯び確認記録簿には、出張命令簿に記載されている出張時分の記録はあったが、管内等の公用車使用についての記録が無かった。

2 収入事務について

- (1) 水俣市企業支援センター深川分室の光熱費について、請求書を作成しているが、水俣市会計事務規則第 18 条により、納入通知書で通知すればよく、請求書の発行は必要ない。その際には、インボイス制度対応の納入通知明細書の発行が必要ではないか確認されたい。(企業支援センター)

3 支出事務について

- (1) ETC カード使用管理簿に記載があるが、出張命令管理簿に記載のないものがあった。(R4 企業支援事業 2/21、水俣川河口臨海部振興構想事業 3/17、R5 企業支援事業 6/28、企業誘致対策事業 11/21)
- (2) 物品購入・修理伺書の発注年月日・検収年月日の記載のないもの、出納員・物品分任出納員の印がないものが散見されたので確認されたい。(令和 4 年度遠隔診療事業、企業支援拠点管理運営事業、商工業貸付・出資事業、一般事務経費)(令和 5 年度水俣川河口臨海部振興構想事業、一般事務経費)

4 契約事務について

- (1) 随意契約における 1 者見積において、見積結果表が作成されていないものが散見されたので、確認されたい。(企業支援センター)
- (2) 検査調書は作成されているが、検査結果通知書が作成されていないものが散見されたので確認されたい。(企業支援センター)

5 物品管理事務等について

- (1) 企業支援センターやオンライン診療で使用する備品を購入しているが、各施設での管理の仕組みが構築されていないため、備品台帳への記載もれなどの不備が見受けられる。施設の備品管理体制について検討されたい。

令和5年度財務監査（定期監査：農林水産課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度、令和5年度農林水産課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（農林水産課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和6年1月23日（火）から1月24日（水）まで

イ 本監査 令和6年2月9日（金）から2月14日（水）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。

(ア) 時間外勤務手当で、複数の事業で0.5hの切り上げが行われているものがあつた。(R4.12月分、R5.3月分 林務水産土木室)

(イ) 管外で実施されるイベントに参加した際の時間外勤務手当で、実施場所までの往復の時間が含まれているものがあつた。(R5.3/12 林務水産土木室)

(ウ) 同一週外に振替休日を取得していても、週休日出勤日と、別の週休日出勤分の振替日が同一週の場合は、1週間の勤務時間数が38.75時間を超えないため振替手当は支給されないが、誤って振替手当を支給しているものが多数あつたので、確認されたい。(例：3/25(土)出勤分を5/15(月)に振替、5/20(土)出勤分を6/30(金)に振替。2件とも同一週外に振替休日を取得しているが、5/14～5/20の週は38.75時間を超えないので、5/20分の振替手当は支給されない。)(農業振興室、林務水産土木室)

イ 補助金の関係書類について、補助金関係に必要な本来あるべき書類が簿冊に綴られていなかった。公文書は、決裁を受けた後、管理・保存し、所在を明確にしなければならないので、調査してもらいたい。(農業振興室)

(ア) 令和4年度(2022年度)経営開始資金補助金

(イ) 令和4年度(2022年度)熊本県農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)(経営開始型)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

- ア 切手使用控えに、購入等で切手を受領した枚数を書く欄が無いので、様式の変更に
ついて検討されたい。(農業振興室)
- イ 特定農地貸付規程により、水俣市が貸付者となり、農地の貸付を受ける者(借受者)
が貸付者に請書を提出することになっているが、業務を請け負っているわけではなく、
農地の賃貸借を行っているので、請書ではなく、賃貸借契約書を作成したほうがよい
と考える。特定農地貸付規程の見直しを検討されたい。(農業振興室)

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 酒気帯び確認の記録が適正に行われていない。業務で車両を運転する際に管内・管外を問わず実施しなければならない。確認及びその記録を徹底されたい。
 - ア R4 年度分について、出張した際の酒気帯び確認の記録が無いものがあった。(農業振興係 1/20、1/24、1/24、2/8、2/17、2/20、2/21、林務水産土木室 2/21、3/12、3/14、3/20、3/24)
 - イ R5 年度分について、出張分の記録はあったが、管内等の公用車使用についての記録が無かった。(農業振興係、林務水産土木室)
 - ウ 酒気帯び確認記録簿の車両番号欄が記載されていない。「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴うアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等について」の通達で、酒気帯び確認の内容の記録の項目の中に、「運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等」とあるので、記録を徹底されたい。

2 収入事務について

- (1) 調定書に、収入すべき金額を決定したことのわかる関係書類を添付されたい。
 - ア 令和4年度(2022年度)熊本県多面的機能支払事業推進交付金
 - イ 令和4年度(2022年度)地域特産物産地づくり支援対策事業費補助金
 - ウ 令和4年度(2022年度)地域特産物産地づくり支援対策事業費補助金
 - エ 森林環境保全整備事業補助金(令和4年度)
 - オ 市町村営林道開設事業(令和4年度)
 - カ 林業・木材産業振興施設等整備事業(令和4年度)

3 支出事務について

- (1) 復命書が作成されている会議等で、出張命令管理簿に記載の無いものがあった。(R5.6/2、6/8、6/23 林務水産土木室)
- (2) 切手使用控えの枚数訂正箇所には訂正印の無いものがあった。(2円切手 8/3、農業振興室)

4 契約事務について

- (1) 随意契約における1者見積において、見積結果表が作成されていないものが散見されたので、確認されたい。
- (2) 契約締結の伺いにおいて、財政課契約管財係の合議がなされていなかった。
 - ア 広域林道倉谷上小場線草刈業務委託(令和5年度)
 - イ 市有林再造林(皆伐)業務委託(令和5年度)
 - ウ 市有林下刈り業務(葛渡字笹嶺)(令和5年度)
- (3) 見積結果表について、手書きで作成するところをパソコンで作成されていたので、入札の際の開札調書を参考にされたい。
 - ア 林道草刈外簡易修繕業務(令和5年度)
 - イ 単独災害復旧事業 古里地区農業用水路浚渫部開削工事(令和4年度)
- (4) 検査結果通知書は作成されているが、公印承認の印がないため、市長印を押印し送付されたのか確認できなかった。
 - ア 令和4年度 農水第2-5号 林道調査業務
 - イ 令和4年度 農水第1-5号 転倒堰油圧機器等点検業務
 - ウ 令和4年度 農水第4-6号 みなまた梅戸ふれあい農園看板作成委託業務

- (5) 農地賃貸借契約書の中に誤字が見られた。(令和5年度、農業振興室)
- ア 契約書1ページ目下から11行目 従前の基幹 → 従前の期間
- イ 契約書1ページ目一番下 特定農地貸付規定 → 特定農地貸付規程

5 物品管理事務等について

- (1) 購入した備品のうち、台帳に記載されていないものがあつた。
- ア 蓄圧式粉末10型消火器更新(令和5年度、久木野ふるさとセンター愛林館)

令和5年度財務監査（定期監査：土木課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度、令和5年度土木課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（土木課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和6年1月30日（火）から1月31日（水）まで

イ 本監査 令和6年2月9日（金）から2月14日（水）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 占用料の過年度分について、令和6年1月30日現在、99,090円の未収金があるが、健全な納入者との不均衡が生じないように、未納額の解消に努められたい。

(道路公園管理室)

イ 水俣市道路占用条例には、日割計算について細かな規定がなく、端数処理が申請により異なっている状態になっている。端数処理の方法について、細かく決め、統一した計算方法となるようにされたい。(道路公園管理室)

ウ 土地売買契約の締結伺いに、相手方の氏名以外の事項についての記載がない。また、添付の契約書(案)に土地の引渡期限が記載されていなかった。売買代金や土地の引渡期限等の契約内容の重要事項であり、かつ、契約毎に異なる部分については、決裁者が確認できるよう伺いの中に記載し、契約書も空欄の無い完成した形で決裁を受けるようにされたい。

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 酒気帯び確認の記録が適正に行われていない。業務で車両を運転する際に管内・管外を問わず実施しなければならない。確認及びその記録を徹底されたい。

ア 出張命令管理簿に記載がある公用車出張で酒気帯び確認の記録が無いものがあった。
(R5 年度分、道路河川整備室 4/24、6/12、7/20、7/24、8/24、8/25、10/19、10/27、12/5、道路公園管理室 5/9、5/17、5/30、6/29、7/5、7/13～14、11/30、12/14、12/21)

イ 管内等の公用車使用分で酒気帯び確認の記録が無いものがあった。(R5. 12 月分のみ記載、12/8^⑬ノート、12/12^{④⑩}マーチ、12/14^⑬パッソ、12/22^{②①}エブリイ、12/25^{④①}マーチ、12/25^{①⑨}スクラム、12/25^{①⑦}ノート、12/27^{②①}エブリイ、12/28^{③⑨}マーチ、12/28^{①⑦}ノート、12/28^{①⑧}ノート)

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について

- (1) 八代市の法務局での土地登記申請手続、八代市や芦北町での協議や打ち合わせについて、出張命令簿に記載がないものがあった。(道路河川整備室、道路公園管理室)

4 契約事務について

- (1) 予定価格が 10 万円以下の 1 者随意契約において、緊急の場合ではないと思われるので、1 者の理由を記載した実施伺いと契約伺いの起案書を作成されたい。
ア 大迫樋門維持管理業務（令和 5 年度）
- (2) 随意契約における 1 者見積において、見積結果表が作成されていないものが散見されたので、確認されたい。
- (3) 見積結果表について、手書きで作成するところをパソコンで作成されていたので、入札の際の開札調書を参考にされたい。
ア 字水路（長崎）応急復旧（その 1）業務（令和 4 年度）
イ 字水路（長崎）応急復旧（その 2）業務（令和 4 年度）
ウ 災害復旧事業に伴う測量設計業務（令和 5 年度）

5 物品管理事務等について 特になし。

令和5年度財務監査（定期監査：都市計画課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度、令和5年度都市計画課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（都市計画課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和6年2月6日（火）から2月7日（水）まで

イ 本監査 令和6年3月11日（月）から3月18日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 別表1「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 行政財産目的外使用において、反射鏡を設置しているものについて、現在、「土地1平方メートルあたり月額80円」を適用しているが、電柱類については水俣市道路占用条例別表により算定することとなっている。それによると、反射鏡については、「その他の柱類1本あたり年額340円」のほうが適当ではないかと思われるので、確認、検討されたい。(建築住宅室)

イ 市営住宅使用料について、納付が遅れている入居者に対して、納付の連絡等素早く対応されている。その結果、滞納の解消や督促件数の減少につながっている。引き続き適切な債権管理を行われたい。(建築住宅室)

ウ 競争入札参加資格者名簿に、アスベスト分析業務で登録されている業者が2社あるので、業務内容の確認及び見積り依頼について検討されたい。

(建築住宅室)

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

別表1「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 酒気帯び確認の記録について、以下の不備が見られた。
 - ア 出張命令管理簿に記載がある公用車出張で酒気帯び確認の記録が無いものがあった。(10/17、12/8、12/12 建築住宅室)
 - イ 管内等の公用車使用分で酒気帯び確認の記録が無いものがあった。(R5.12月分のみ記載、12/11 エブリイ、12/25 ノート 建築住宅室)

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について

- (1) 予算のないまま業者に業務を依頼し、業務が終了し、請求書を受領した後に流用を行っていると思われるものがあった。(都市計画室)
 - ・新水俣駅東駐車場 精算機インボイス対応
- (2) 会計年度任用職員の勤務時間について、任用通知書に記載された時間を超えて勤務した際の時間外勤務命令がない。(建築住宅室)

4 契約事務について

- (1) 見積りを徴することなく同じ業者への委託が行われている。施行伺い、契約実施伺い、見積書提出依頼、契約締結伺いを行ったうえで、契約書の作成の省略についても決裁を受けるべきである。(アスベスト分析業務委託 建築住宅室)
- (2) 同じ団地内の別棟や同じ棟の採取箇所違いで分けた業務委託が短期間で行われているが、1者随契とするために意図的に分割しているように見えるので、同時期に実施するのは、まとめて契約されたい。(アスベスト分析業務委託 建築住宅室)
- (3) 見積結果表について、手書きで作成するところをパソコンで作成されていたので、入札の際の開札調書を参考にされたい。(建築住宅室)
 - ・市営西ノ浦団地児童公園安全柵設置工事
 - ・市営白浜団地3号棟駐車場雨水排水改修工事
- (4) 検査結果通知書は作成されているが、公印承認の印がないため、市長印を押印し送付されたのか確認できなかった。(都市計画室)
 - ・新水俣駅前緑地・水俣川花文字・中尾山公園花壇管理及び花苗育苗業務（令和4年度）
- (5) 検査調書は作成されているが、検査結果通知書が作成されていないのが散見されたので、確認してもらいたい。(都市計画室)

5 物品管理事務等について 特になし。

令和5年度財務監査（定期監査：財政課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度、令和5年度財政課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（財政課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和6年2月27日（火）から2月28日（水）まで

イ 本監査 令和6年3月11日（月）から3月18日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 普通財産の貸付けを行う際、1月に満たない場合の貸付については、消費税法第6条及び消費税法施行令第8条の規定により消費税を課すが、消費税を課していないものがあった。(契約管財係)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 普通財産の貸付けを行う際、水俣市財産管理規則第22条第5項の貸付料の算出方法で、営利用と非営利用で、貸付に係る普通財産の前年度分の固定資産課税標準額相当額に乘じる割合が異なるが、営利用と非営利用の判定があいまいになっている。申請者間で不均衡が生じないように、判定基準を決められたい。

イ 普通財産の貸付けを行う際は、普通財産借受申請書を提出してもらい、水俣市財産管理規則第22条第6項の規定により、行政財産使用許可の規定を準用し、普通財産使用許可証を交付することになっているが、毎年契約を締結している。普通財産の場合、契約を締結することがふさわしいのであれば、規則の見直しを検討されたい。

ウ 随意契約における1者見積においても、予定価格との比較、消費税等が確認できるので、見積結果表を作成するよう検討されたい。

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 酒気帯び確認について以下の不備が見られたので、確認及びその記録を徹底されたい。
 - ア 出張命令管理簿に記載がある公用車出張で、酒気帯び確認の記録が無いものがあつた。(契約管財係 R4. 12. 2、R4. 12. 6、財政係 R5. 8. 22 菊池市、R5. 8. 22 熊本市)
 - イ 管内等の公用車使用分で酒気帯び確認の記録が無いものがあつた。(R5. 12 月分のみ記載、12/15㊸エブリー、12/27㊸ノート 契約管財係)
 - ウ 酒気帯び確認記録簿に、確認時間の記入もれ、確認方法、検知器使用の有無及び酒気帯びの有無の○囲みが無いものが散見されたので、記録を徹底されたい。

2 収入事務について

- (1) 普通財産の貸付けを行う際に、以下の不備があつた。(契約管財係)
 - ア 使用期間の延長申請の際に、普通財産借受申請書を再度提出してもらっているが、水俣市財産管理規則第22条第3項の規定により、貸付期間は更新できるので、普通財産借受更新申請書を提出してもらふべきである。
 - イ 使用期間が変更になった場合、変更契約を交わしているが、調定はその都度切っていた。本来ならば変更調定書を切るべきである。
 - ウ 普通財産の貸付料は水俣市財産管理規則第22条第5項に規定されているのみであるが、水俣市道路占用条例第2条の規定を準用して金額を算出しているものがあつた。水俣市道路占用条例を準用するのであれば、準用規定が必要である。

3 支出事務について

- (1) 公用車運転日誌の行き先が市外となっているもので、出張命令簿に記載が無いものがあつた。(R5 10/4 八代市、10/13 八代市、11/8 八代市、12/4 八代市 契約管財係)
- (2) 日額報酬である宿日直員が早退した際は、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料等について減額すべきであるので、計算方法について再考されたい。

4 契約事務について

- (1) 庁舎庇取付工事において、庇の出幅を60 cmから150 cmに変更する際、見積金額が大幅に増加したにもかかわらず、最初に見積書を提出してもらった残りの2者からは見積書を徴していない。低い金額のところがあつた可能性もあるので、見積書を提出してもらふべきである。

また、最初は契約金額が30万円以下だったので請書で契約しているが、契約変更により30万円を超えているにもかかわらず、請書の一部変更請書としているが、契約書で締結すべきである。
- (2) 見積結果表において、予定価格が記載されていないものがあつたので、確認されたい。
 - ア 庁舎総合案内カウンター配置変更等工事

- (3) 検査結果通知書は作成されているが、公印承認の印がないため、市長印を押印し送付されたのか確認できないものがあった。
ア 財政第22号 市有地草刈り業務
イ 財政第28号 市有地草刈り業務
- (4) 検査調書、検査結果通知書において、契約相手方の氏名を省略しているものがあった。
契約書に記載された氏名を記載すべきである。
ア 財政第28号 市有地草刈り業務
- (5) 工事完了の確認の検査を実施したのか確認できないものがあった。
ア 庁舎庇取付工事等
イ 庁舎総合案内カウンター配置変更等工事

5 物品管理事務等について

- (1) 購入した備品が備品台帳に記載されていなかった。
ア 遠赤外線カーボンヒーター
イ 電子ドラム 30m、ヘルメット収納ハンガー
ウ パンフレットスタンド、案内板片面掲示
エ 玄関マット
オ 刈払機

令和5年度財務監査（定期監査：観光スポーツ戦略課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度、令和5年度観光スポーツ戦略課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（観光スポーツ戦略課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和6年2月20日（火）から2月22日（木）まで

イ 本監査 令和6年3月11日（月）から3月18日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 水俣市契約事務規則第14条に定める随意契約の予定価格の限度額を超えているにもかかわらず、随意契約で締結している。入札して契約されるよう、適切に処理されたい。

(ア) 湯の児海水浴場管理業務（観光交流推進室）

イ 時間外勤務手当の支給について、以下の不備があった。

(ア) 振替手当の支給もれがあった。(R5.4.23 観光交流推進室)

(イ) 振替分を差し引いた残りの時間が誤っているもの、支給もれ、60h超分についての単価の誤りがあった。(R5.10月分 観光交流推進室)

(ウ) 休日に勤務し代休取得した分について振替手当が支給されていた。(R5.11.3 観光交流推進室)

(エ) 週休日に勤務した時間から、半日振替分を差し引いた残時間については、平日単価とするべきところ休日単価となっていた。(R5.7.30、R5.10.7 スポーツ交流推進室)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 総合体育館外7施設と武道館の使用料の収納が、契約書は速やかに払い込むようになっているが、ひと月分を翌月に払い込んでいる。実情と合っていないので、南部館の契約書を参考に契約書の変更を検討されたい。

イ 水俣市キッズスポーツクラブ登録団体が、土日祝日等に市立小中学校の体育館を使用する際は、「(夜間開放の) 登録団体以外の使用料の2分の1の額」を減免しているが、

水俣市学校体育施設等使用条例施行規則第7条の別表では、「2分の1の額」としか記載されていない。平日使用の場合は、「(夜間開放の)登録団体の区分に基づく使用料の全額」を減免すると記載されているため、誤解を招く恐れがある。規則について整備されたい。(スポーツ交流推進室)

ウ 土地の賃貸借について、契約金額の根拠が見当たらないので、土地所有者の不利益とならないように、適正な金額で契約が行われているか、確認されたい。

(観光交流推進室)

エ 切手・はがき等受払簿に受入の記載があるが、購入の履歴がなく、受入の経緯がわからないものがあつた。受入時には、購入、未使用切手の返還等の理由を記載するようにされたい。(R5.2.6 10円切手×2枚、84円切手×10枚 スポーツ交流推進室)

オ スポーツイベント等誘致推進助成金実績報告書の添付書類には、宿泊証明書は必要ないが、助成の対象者が、「水俣市に存する宿泊施設への宿泊者が延べ50人以上であるスポーツイベント等を主催する団体等」であること、また、助成の限度額が「延べ宿泊者数に1,000円を乗じた額」となっていることから、宿泊証明書を提出してもらうようにした方がいいのではないか、検討されたい。(スポーツ交流推進室)

カ スポーツ合宿受入支援事業補助金実績報告書の添付書類としては、宿泊証明書が必要であるが、領収書の写しも添付するようにした方がいいのではないか、検討されたい。(スポーツ交流推進室)

キ 随意契約における1者見積においても、予定価格との比較、消費税等が確認できるので、見積結果表を作成するよう検討されたい。

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 酒気帯び確認の記録が適正に行われていない。業務で車両を運転する際に管内・管外を問わず実施しなければならない。確認及びその記録を徹底されたい。
 - ア 酒気帯び確認については、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令により、令和4年4月から確認及びその記録が義務付けられたが、R5.11月までほとんど記録されていなかった。(R4 経済観光課観光交流推進室 8月以降記録無し。R4 スポーツ振興課 4月と10月の数日分以外無し。R5 観光スポーツ戦略課 11月末まで記録なし。)
 - イ 公用車使用分で酒気帯び確認の記録が無いものがあつた。(R5.12月のみ記載 12/2～3㉔カローラ、12/4㉔アルト、12/5㉔ノート、12/6㉔アルト、12/7㉔キャロル、12/8㉔サクシード、12/10㉔エブリイ、12/11㉔ノート、12/12㉔スクラム、12/12㉔ノート、12/12㉔カーゴ、12/14㉔マーチ、12/15㉔ノート、12/15㉔アルト、12/15㉔プリウス、12/18㉔カーゴ、12/20㉔パッソ、12/20㉔サクシード、12/22㉔サクシード 12/22㉔マーチ、12/22㉔スクラム、12/22㉔カローラ、12/26㉔エスクード、12/26㉔ノート、12/28㉔カローラ、12/28㉔プリウス、12/29㉔エブリイ)

2 収入事務について

- (1) 納入通知明細書に誤った金額を記載し、相手方に渡しているものがあつた。
(令和5年度、スポーツ交流推進室)
- (2) 市民駅伝競走大会の大会参加料については、参加申込書に参加料を添えて参加を申し込むことになっているので、申込期間を過ぎたら速やかに指定金融機関に払い込むべきであるが、大会終了4日後に払い込んであつた。水俣市会計事務規則第21条第2項に基づき、歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。(令和4年度、スポーツ交流推進室)

3 支出事務について

- (1) 加藤優野球教室の謝金について、野球教室の実施伺いの文書がなく、業務提携の契約書も結んでいないので、謝金の金額が適正なのか判断できない。業務中に事故がある可能性もあつたので、手続きを踏んで業務を行われたい。
- (2) 時間外勤務手当の支給について、以下の不備があつた。
 - ア 振替手当が支給されている分で、振替簿に記載の無いものがあつた。
(R5.4.30 観光交流推進室)
 - イ 時間外一覧表で半日振替となっているが、振替簿で1日振替となっているものがあつた。(R5.4.23 スポーツ交流推進室)
 - ウ 振替簿に記載があるが、時間外勤務命令簿に記載の無いものがあつた。(R5.9.2、R5.9.3 ソフトボール大会 スポーツ交流推進室)
 - エ 令和4年度定期監査で振替休を取得していない職員が見られたため、「管理者は職員の健康管理という面からも、週休日の振替を行うようにされたい。」と意見・提案したが、令和5年の振替簿でも振替休を取得できていなかった。(スポーツ交流推進室)
- (3) R4年度の切手購入で、年度末に3事業の予算を使い切る購入をしているが、購入枚数に比べ使用枚数が少ない切手がある。これまでの年間の使用枚数を鑑みて今後の使用予

定を検討し、計画的な購入に努められたい。(スポーツ交流推進室)

- (4) 土地の賃借について、長期継続契約を結んでいるが、土地については、水俣市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第2条に該当しないため、長期継続契約ではなく、通常の賃貸借契約を結ぶべきである。(観光交流推進室)
- (5) 補助金の関係書類について、以下の不備が見られた。
 - ア 水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金交付確定通知書に、異なる要綱を根拠にして確定しているものがあつた。(令和5年度、スポーツ交流推進室)
 - イ スポーツ合宿受入支援事業補助金の交付確定を行う際に、スポーツイベント等誘致推進助成金の交付確定を伺う決裁を作成しているものがあつた。(令和5年度、スポーツ交流推進室)

4 契約事務について

- (1) 随意契約における修繕料について、見積書の金額が10万円を超えているにもかかわらず、もう1者から見積書を徴していない。また、一緒に工事しているのに、請求金額を分けて業者から提出させ、支払っていた。災害や緊急の場合を除いては、2者以上から見積書を徴するべきである。
 - ア 湯の児海水浴場シャワー室雨漏り修繕(観光交流推進室)
- (2) 請書に仕様書が添付されていなかった
 - ア 環境学習情報交流センター消防用設備等点検業務(観光交流推進室)
- (3) 検査調書は作成されているが、検査結果通知書が作成されていないものが散見されたので、確認されたい。(観光交流推進室)
- (4) 検査結果通知書は作成されているが、公印承認の印がないため、市長印を押印し送付されたのか確認できないものが散見された。
- (5) 委託先から毎月業務報告が提出されているが、検査調書・検査結果通知書が作成されていなかった。
 - ア 環境学習情報交流センター観光案内等業務委託(観光交流推進室)

5 物品管理事務等について

- (1) 購入した備品が備品台帳に記載されていなかった。
 - ア スポーツプリンター式
 - イ 湯の児海水浴場等自動体外式除細動器
 - ウ フライングディスク
 - エ オリジナルデザインハッピー
 - オ モルック、モルッカーリ

令和5年度財務監査（定期監査：教育課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度、令和5年度教育課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（教育課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和6年2月13日（火）から2月16日（金）まで

イ 本監査 令和6年3月11日（月）から3月18日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 土地の貸付については、消費税法第6条及び消費税法施行令第8条の規定により1月を超える場合は消費税を課さないが、使用料の計算で消費税を課しているものがあつた。
(学校教育室)

(ア) 久木野小学校の畑

イ 駐車場の貸付については、消費税法第6条及び消費税法施行令第8条の規定により消費税を課すが、消費税を課していないものがあつた。(生涯学習室)

(ア) 水俣市文化会館 会館東側駐車場(令和5年5月15日～7月14日まで)

(イ) 水俣市文化会館 会館東側駐車場(令和5年7月15日～9月30日まで)

ウ 振替手当の時間について、小数点以下が四捨五入ではなく切り上げて計算されていた。
(R5.10月分 生涯学習室)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 教育財産管理規則第7条で、「教育財産の目的外使用の使用料は、水俣市行政財産使用料条例の定めるところによる。」となっているが、使用料の減免や納付、過料等についても行政財産手数料条例に準ずるのであれば、教育財産管理規則の中に読替規定がないため、水俣市行政財産使用料条例第3条第1項第3号に基づき減免を行う場合は、市長決裁となる。水俣市教育財産管理規則第7条の中で、『「水俣市長」とあるのは『水俣市教育委員会』と読み替えるものとする。』という読替規定の条項を入れるなどし、一連の規則について整備されたい。

イ 交際費について、支出基準を定めている要綱はあるが、支出区分及び基準が明確に定められていないので、市長部局の要綱を参考にするなどして、整備することを検討されたい。

ウ 料金改定により使用が少なくなった切手の残数が多いものがあるので、使用頻度の多い金額の切手への交換について検討されたい。(92 円切手等 公民館)

エ 随意契約における 1 者見積においても、予定価格との比較、消費税等が確認できるので、見積結果表を作成するよう検討されたい。

- (5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 現金を資金前渡金として受領してから切手購入までに日数を要しているのに、その現金を受領した場合は、速やかに執行されたい。
(R5.6/22 資金前渡 給食センター)
- (2) 酒気帯び確認の記録が適正に行われていない。業務で車両を運転する際に管内・管外を問わず実施しなければならない。確認及びその記録を徹底されたい。
ア 酒気帯び確認については、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令により、令和4年4月から確認及びその記録が義務付けられたが、令和5年11月分までの記録簿が作成されていなかった。(教育課)
イ 公用車使用分で酒気帯び確認の記録が無いものがあつた。
(R5.12月のみ記載 学校教育室 12/4㉔コンテ、12/11㉒パッソ、12/11㉒ノート、12/18㉒パッソ、12/19㉒ノート、12/20㉒ノート、12/20㉒カーゴ、12/21㉒スクラム、12/22㉒エスクード、12/22㉒パッソ、12/23㉒パッソ、12/25㉒パッソ、12/25㉒アクシオ、生涯学習室 12/8㉒パッソ、12/13㉒アルト)
ウ 酒気帯び確認記録簿の車両番号欄に記載されていないものがあつたので、記録を徹底されたい。(学校教育室全件、生涯学習室数件)

2 収入事務について

- (1) 5万円以上の使用料の減免については、水俣市事務決裁規程第3条により副市長の専決事項となっているが、教育長決裁となっているものがあつた。
ア 久木野小学校の畑(学校教育室)
イ 水俣市19区自治会・自治防災組織の防災訓練実施(令和4年度・5年度)(学校教育室)
ウ 旧湯出中学校跡地(学校教育室)
エ 石坂川生涯学習センター(生涯学習室)
オ 文化会館使用料3件(生涯学習室)
- (2) 水俣市教育財産管理規則第3条の規定により、目的外使用の期間は1年を超えてはならないが、3年間の使用許可申請を受付け、許可しているものがあつた。ただし書きの「その他特別の理由があると認めるとき」であるならば、その記載が必要である。
(生涯学習室)
- (3) 分任出納員により領収した現金については、分任出納員名で調定書を作成するべきだが、出納員名で作成されていた。
ア 公民館使用料(公民館)
イ 複写機使用料(図書館)
- (4) 領収証には、領収帳の番号と領収番号を記載するべきであるが、記載されていなかった。
ア 複写機使用料(図書館)
- (5) 水俣市文化会館自主文化事業で行われるミュージカル等のチケットの売上げについて、水俣市会計事務規則第21条第2項に基づき、歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。なお、つり銭が必要であるならば、水俣市会計事務規則第11条及び第12条の規定により、つり銭資金の交付を受けたり、必要な際に市金庫で両替をしたりすることにより解決できるので、活用されたい。
(生涯学習室)
ア 劇団四季ファミリーミュージカル「人間になりたがった猫」(令和4年度)
イ 九州交響楽団「ドラゴンクエストコンサート」(令和5年度)
- (6) 公民館使用料について、一月分をまとめて翌月初めに入金しているが、水俣市会計事

務規則第21条第2項に基づき、歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。（公民館）

- (7) 収入事務について、請求書を作成しているが、水俣市会計事務規則第18条により、納入通知書で通知すればよく、請求書の発行は必要ない。
 - ア 文化会館入場料（生涯学習室）
 - イ 公民館使用料（公民館）

3 支出事務について

- (1) 物品購入・修理伺書について、出納員の押印のないものが見られたので、確認されたい。（図書館）
- (2) 切手出納簿で訂正印が無いものがあった。
（R4.3/13、R5.4/12、4/13 生涯学習室（文化振興））
- (3) 切手を購入して使用した残数のみ記載してあるものがあったが、購入してすぐ使用する場合でも、購入枚数、使用枚数を切手出納簿に記載されたい。
（R4.1/20 購入 人権啓発事業）
- (4) 契約書のとおり履行されているにもかかわらず、支出されていないものがあった。
 - ア 第二小学校いす式階段昇降機総合点検業務（学校教育室）

4 契約事務について

- (1) 見積結果表について、手書きで作成するところをパソコンで作成されていたので、入札の際の開札調書を参考にされたい。
 - ア 文化会館自主文化事業中学校芸術劇場「KidSwing〜レッツゴージャズ・らんど!」鑑賞生徒送迎業務
- (2) 請書について、仕様書等の添付の記載があるが、添付されていなかった。
 - ア 令和5年度石坂川生涯学習センター草刈・剪定業務（生涯学習室）
- (3) 検査結果通知書は作成されているが、公印承認の印がないため、市長印を押印し送付されたのか確認できないものが散見された。（公民館7件）（学校教育室1件）
- (4) 検査調書は作成されているが、検査結果通知書が作成されていなかったもので、確認されたい。
 - ア 図書館・公民館高圧受電設備更新工事設計業務（図書館）
 - イ みなまたヒューマンライツ・セミナー現地学習に係る送迎業務（生涯学習室）
 - ウ 中学校庁用備品購入（一中パーテーション）
- (5) 検査結果通知書に相手方の氏名を省略して記載されていたが、契約書に記載された氏名を記載されたい。
 - ア 令和5年度小中学校理科備品購入（学校教育室）
 - イ 無田湿原草刈・刈取り草の除去集積業務（生涯学習室）
 - ウ 令和5年度石坂川生涯学習センター草刈・剪定業務（生涯学習室）

5 物品管理事務等について

- (1) 購入した備品が台帳に記載されていないので、整備されたい。また、生涯学習センターの備品台帳についても整備されたい。（生涯学習室）
- (2) 物品を令和5年度に新たに購入しているが、前の物品を廃棄する際は、物品管理規則第21条に則り、「物品不用決定書」を作成し、会計管理者に通知されたい。
（公民館 冷蔵庫購入）